

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... (税務課)	48
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課)	48
<b>告 示</b>	
○家畜伝染病検査の命令..... (畜産振興課)	49
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	51
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	51

規 則
<p>特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成26年6月24日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p><b>北海道規則第57号</b></p> <p>特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第1項第1号中「第28条の9第12項」を「第28条の9第13項」に改める。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成26年6月24日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p><b>北海道規則第58号</b></p> <p>災害救助法施行細則の一部を改正する規則 災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。</p>

第2条から第7条までを次のように改める。

**第2条から第7条まで 削除**

第20条第1項中「を収容する」を「に供与する」に改め、同条第4項中「収容人員」を削り、「300円」を「310円」に改め、同条第5項中「ものを収容する」を「ものにこれを供与する」に、「当該者を収容する」を「当該者に供与する」に改める。

第21条第1項中「を収容する」を「に供与する」に改め、同条第2項中「240万1,000円」を「253万円」に改め、同条第4項中「ものを収容する」を「ものにこれを供与する」に、「当該者を収容する」を「当該者に供与する」に改め、「当該者を数人収容し、及び」を削り、「設置すること」を「設置し、並びに複数の当該者に供与すること」に改め、同条第6項中「を収容する」を「に供与する」に改める。

第24条第1項中「収容された」を「避難している」に改め、同条第4項中「1,010円」を「1,040円」に改める。

第25条第3項中「1,010円」を「1,040円」に改める。

第31条第2項中「52万円」を「54万7,000円」に改める。

第33条第3項中「20万1,000円」を「20万6,000円」に、「16万800円」を「16万4,800円」に改める。

第33条の3第4項第1号中「3,300円」を「3,400円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「5,200円」に改める。

第39条第2項中「総合振興局長等」を「総合振興局長又は振興局長（第41条において「総合振興局長等」という。）」に改める。

第39条の2第1項中「総合振興局長等」を「知事」に改める。

別表第1の1の事項中「17,200円」を「17,800円」に、「22,200円」を「22,900円」に、「32,700円」を「33,700円」に、「39,200円」を「40,400円」に、「49,700円」を「51,200円」に、「7,300円」を「7,500円」に、「28,500円」を「29,400円」に、「36,900円」を「38,100円」に、「51,400円」を「53,100円」に、「60,200円」を「62,100円」に、「75,700円」を「78,100円」に、「10,400円」を「10,700円」に改め、同表の2の事項中「5,600円」を「5,800円」に、「7,600円」を「7,800円」に、「11,400円」を「11,700円」に、「13,800円」を「14,200円」に、「17,400円」を「18,000円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「9,100円」を「9,400円」に、「12,000円」を「12,300円」に、「16,800円」を「17,400円」に、「19,900円」を「20,600円」に、「25,300円」を「26,100円」に、「3,300円」を「3,400円」に改める。

別表第2の1の事項中「22,300円」を「22,200円」に、「16,800円」を「16,700円」に、「16,400円」を「16,300円」に、「17,000円」を「16,900円」に、「16,500円」を「18,000円」に、「15,700円」を「17,100円」に改める。

別記第9号様式中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第20条第4項、第21条第2項、第24条第4項、第25条第3項、第31条第2項、第33条第3項並びに第33条の3第4項第1号及び第2号並びに別表第1及び別表第2の1の事項（大工、左官及びとび職に係る部分に限る。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

**告 示**

**北海道告示第467号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該蜜蜂の所有者に対し、当該蜜蜂について、腐蝕病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成26年6月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

腐蝕病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

夕張市 平成26年7月28日から9月12日まで

岩見沢市 同

美唄市 同

芦別市 同

赤平市 同

三笠市 同

滝川市 同

砂川市 同

歌志内市 同

深川市 同

南幌町 同

奈井江町 同

上砂川町 同

由仁町 同

長沼町 同

栗山町 同

月形町 同

浦白町 同

新十津川町 同

妹背牛町 同

秩父別町 同

雨竜町 同

北竜町 同

沼田町 同

江別市 同

千歳市 同

恵庭市 同

北広島市 同

石狩市 同

当別町 同

新篠津村 同

小樽市 同

島牧村 同

寿都町 同

黒松内町 同

蘭越町 同

ニセコ町 同

真狩村 同

留寿都村 同

喜茂別町 同

京極町 同

倶知安町 同

共和町 同

岩内町 同

泊村 同

神恵内村 同

積丹町 同

古平町 同

仁木町 同

余市町 同

赤井川村 同

室蘭市 同

7月22日から9月30日まで

7月22日から9月19日まで

7月14日から9月26日まで

苦小牧市	同		当麻町	同	
登別市	同		比布町	同	
伊達市	同		愛別町	同	
豊浦町	同		上川町	同	
壮瞥町	同		東川町	同	
白老町	同		美瑛町	同	
厚真町	同		上富良野町	同	
洞爺湖町	同		中富良野町	同	
安平町	同		南富良野町	同	
むかわ町	同		占冠村	同	
日高町	同	8月1日から9月19日まで	和寒町	同	
平取町	同		剣淵町	同	
新冠町	同		下川町	同	
浦河町	同		美深町	同	
様似町	同		音威子府村	同	
新ひだか町	同		中川町	同	
函館市	同	7月7日から9月19日まで	幌加内町	同	
北斗市	同		留萌市	同	8月12日から9月30日まで
松前町	同		増毛町	同	
福島町	同		苫前町	同	
知内町	同		羽幌町	同	
木古内町	同		遠別町	同	
七飯町	同		天塩町	同	
鹿部町	同		稚内市	同	8月4日から9月19日まで
森町	同		猿払村	同	
八雲町	同		浜頓別町	同	
長万部町	同		中頓別町	同	
奥尻町	同	8月1日から9月30日まで	枝幸町	同	
今金町	同		豊富町	同	
せたな町	同		幌延町	同	
旭川市	同	8月1日から9月25日まで	北見市	同	7月28日から9月19日まで
名寄市	同		網走市	同	
富良野市	同		紋別市	同	
士別市	同		大空町	同	
鷹栖町	同		美幌町	同	
東神楽町	同		津別町	同	

斜里町 同  
 清里町 同  
 小清水町 同  
 訓子府町 同  
 置戸町 同  
 佐呂間町 同  
 遠軽町 同  
 湧別町 同  
 滝上町 同  
 興部町 同  
 西興部村 同  
 雄武町 同  
 帯広市 同  
 音更町 同  
 士幌町 同  
 上士幌町 同  
 鹿追町 同  
 新得町 同  
 清水町 同  
 芽室町 同  
 中札内村 同  
 更別村 同  
 大樹町 同  
 広尾町 同  
 幕別町 同  
 池田町 同  
 豊頃町 同  
 本別町 同  
 足寄町 同  
 陸別町 同  
 浦幌町 同  
 釧路市 同  
 釧路町 同  
 厚岸町 同  
 浜中町 同

8月1日から9月30日まで

7月28日から9月12日まで

標茶町 同  
 弟子屈町 同  
 鶴居村 同  
 白糠町 同  
 根室市 同  
 別海町 同  
 中標津町 同  
 標津町 同  
 羅臼町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成20年6月2日消安第0701号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年6月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年6月24日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
居 辺	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良）	北海道十勝総合振興局
忠 類	草地整備 [担い手中核型]（区画整理）	同
新 田	区画整理	同

北海道告示第469号

道営土地改良（天の川中央地区（区画整理））事業の工事を平成26年1月17日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年6月24日

北海道知事 高橋 はるみ